



2022年2月17日

各 位

会 社 名 株式会社 ソルクシーズ  
代 表 者 名 代表取締役社長 長尾 章  
(東証第一部・コード4284)  
問 合 せ 先 常務取締役 経営企画室 秋山 博紀  
TEL: 03-6722-5011 (代表)  
URL: <https://www.solxyz.co.jp>

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり2022年3月29日開催予定の第42期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものです。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示と見なし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものです。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (2) 監査等委員会による監査体制の強化とコーポレートガバナンスの一層の充実を目的として定款第19条にある監査等委員である取締役の員数の上限を1名増員し、4名から5名に変更するものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と見なし提供)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>   |
| <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、11 名以内とし、監査等委員である取締役は、<u>4 名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>   | <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、11 名以内とし、監査等委員である取締役は、<u>5 名以内とする。</u></p>  |
| <p style="text-align: center;">(新設)</p>   | <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示と見なし提供）の削除および変更前定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 3. 日程

株主総会開催日                      2022 年 3 月 29 日  
 定款変更の効力発生日              2022 年 3 月 29 日

以 上